

交通政策審議会海事分科会船員部会  
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和3年10月20日(水)

13:30 ~ 15:00

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

## 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部執行部員

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長・運航管理者

中川 敏昭 商船三井フェリー株式会社 常務取締役

◎ 専門部会長

## 配布資料一覧

- 資料1 海上旅客運送業最低賃金  
(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号)
  
- 資料2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
  
- 資料3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

## 海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

## 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

246,800 円

(2) 事務部職員

192,700 円

(3) 部員

185,350 円

## 5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

## 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 10 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 11 年	—	—	176,500円
平成 12 年	—	—	177,050円
平成 13 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 18 年	—	—	—
平成 25 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 26 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 27 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 28 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 29 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 30 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

## 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

## 1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額

246,800

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)	
		年齢給	職務給								
A	航・機士	179,800	56,900			12,690		249,390	2,590	大型CF	18.00 日
B	〃	250,570	3,740	62,640				316,950	70,150	個別協約	- 日
C	〃	179,800	56,900			14,100		250,800	4,000	大型CF	20.00 日
D	〃	178,110	56,900			14,100		249,110	2,310	大型CF	20.00 日
E	二航士 二機士	247,620	3,600		4,650	15,100	8,150	279,120	32,320	個別協約	20.00 日
F	航・機士	181,490	56,900			14,100		252,490	5,690	大型CF	20.00 日
G	〃	186,560	56,900			14,100		257,560	10,760	大型CF	20.00 日
H	〃	243,450		24,350		13,400		281,200	34,400	中四旅客	20.00 日
I	〃	181,490	56,900			13,395		251,785	4,985	大型CF	19.00 日
J	三航士	195,000	15,000			25,000	20,000	255,000	8,200	個別協約	17.33 日
K	航・機士	178,110	56,900			12,690	12,240	259,940	13,140	大型CF	18.00 日
L	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	28,260	個別協約	23.00 日
M	〃	178,110	56,900			14,805		249,815	3,015	大型CF	21.00 日
N	〃	216,570	11,440			17,223	39,479	284,712	37,912	個別協約	22.81 日
O	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	95,940	個別協約	30.00 日
P	〃	243,450		24,345		9,100		276,895	30,095	中四旅客	20.00 日
Q	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	42,230	個別協約	20.00 日
R	〃	222,810	10,000	33,422				266,232	19,432	個別協約	- 日
S	〃	178,110	56,900			14,100		249,110	2,310	大型CF	20.00 日

## 2. 事務部職員

最賃額

192,700

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	185,210				16,560	3,800	205,570	12,870	個別協約 23.00 日
b	〃	178,110	9,960			14,100		202,170	9,470	大型CF 20.00 日
c	〃	184,870	56,280			14,100		254,750	62,050	大型CF 20.00 日
d	〃	239,090	3,580	59,770				302,440	109,740	個別協約 - 日
e	〃	226,160		22,620		13,400		262,180	69,480	中四旅客 20.00 日

3. 部 員

最賃額

185,350

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 ( 初 任 額 )		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
		標 齢 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	171,350	9,370			13,335		194,055	8,705	大型C F 21.00 日
Ab	〃	171,350	9,960			12,065		193,375	8,025	大型C F 19.00 日
Ac	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型C F 20.00 日
Ad	〃	158,370	2,000			19,050	82,500	261,920	76,570	個別協約 30.00 日
Ae	〃	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	22,768	個別協約 20.00 日
Af	〃	160,260				12,889	39,479	212,628	27,278	個別協約 22.81 日
Ag	〃	171,350	9,370			11,430	12,240	204,390	19,040	大型C F 18.00 日
Ah	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型C F 20.00 日
Ai	〃	168,520	3,410	42,130				214,060	28,710	個別協約 - 日
Aj	〃	169,450		16,950		10,300		196,700	11,350	中四旅客 20.00 日
Ak	〃	158,000	5,000			15,000	15,000	193,000	7,650	個別協約 17.33 日
Al	〃	170,270		25,541				195,811	10,461	個別協約 - 日
Am	〃	166,600			4,350	12,700	8,150	191,800	6,450	個別協約 20.00 日
An	〃	171,350	9,370			11,430		192,150	6,800	大型C F 18.00 日
Ao	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	20,220	個別協約 23.00 日
Ap	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型C F 20.00 日
Aq	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型C F 20.00 日
Ar	〃	169,450		16,945		6,300		192,695	7,345	中四旅客 20.00 日
As	〃	174,730	9,370			12,700		196,800	11,450	大型C F 20.00 日